

出産育児一時金の受取代理制度

国保の被保険者等が医療機関等の窓口において費用を支払う負担を軽減するために、出産育児一時金の受け取りを医療機関等が受取代理人となり受け取る制度です。

被保険者（世帯主）が事前に申請をし、医療機関等が出産費用の額（上限 35 万円）を被保険者に代わって請求し、医療機関等に直接支払いをします。

事前に医療機関等の同意が必要となります。一部の医療機関等ではこの制度が利用できない場合がありますのでご注意ください。

*** 利用方法 ***

（対象となる方）

蕪崎市国民健康保険の被保険者（出産貸付制度を利用する方や国民健康保険税の未納者を除きます。）で、出産育児一時金の支給を受ける見込みがある、出産予定日まで 1 ヶ月以内の方

（申請書類）

- （ 1 ）蕪崎市国民健康保険出産育児一時金申請書（別紙 1）
医療機関等との受取代理の同意が必要となります。
- （ 2 ）国民健康保険被保険者証、
- （ 3 ）母子手帳（出産予定日を証明するもの）

（その他）

受取代理の請求額が 35 万円未満の場合は、出生届を提出した後、出産育児一時金支給申請書にて再度申請をしてください。

蕪崎市国民健康保険出産育児一時金申請書

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被 保 険 者 証 の 番 号		出 産 予 定 日		
	—		平成 年 月 日		
	被 保 険 者 の 氏 名 (<small>出産者</small>)	(フリガナ)		生年月日 昭 ・ 平	
		⑩			
	被 保 険 者 の 住 所 (<small>出産者</small>)	(フリガナ)			
	被 保 険 者 の 世 帯 主	氏 名		生 年 月 日	
入 院 す る 医 療 機 関	名 称				
	所在地				

出産育児一時金受取代理契約

甲（ ）は、医療機関等である乙（ ）を代理人と定め、
次の権限を委任する。

甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額（上限35万円）の
受領に関すること。

平成 年 月 日

甲（世帯主）の住所

氏 名 ⑩

乙（代理人（医療機関））の住所

氏 名 ⑩